

2020年11月13日 みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

-政策関連—

<u>みずほ中国 ビジネス・エクスプレス</u> (第526号)

--全国人民代表大会、個人情報保護法(草案)を公布--

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

全国人民代表大会(略称:全人代、国会に相当)常務委員会は、2020年10月21日に『中華人民共和国個人 情報保護法(草案)』(以下、本法)を公表し意見募集を開始しました。これは政府や企業などが扱うデータの管 理体系の整備に向けた法整備の一環となるものです。

本法では個人情報の無断・違法取得を防ぐため、個人情報の取り扱いについて十分な告知を前提として個 人の同意を得る必要があると定めた上、個人情報の越境移転に関する規制なども明記し、個人情報の取り扱 いを厳格化する方針を示しています。

□ 不明確な部分が残るも慎重な対応が必要に

本法は、2017年施行の『インターネット安全法』(別名:サイバーセキュリティー法)や、意見募集中の『デ 一タ安全法(草案)』(2020年7月公布)等と共に、中国のデータ管理における法的枠組みの柱をなすも のとして位置づけられています。

本法は個人情報を取り扱う組織、個人(以下、個人情報処理者)に対し、個人情報の安全確保に必要な措置 を講じることを義務付けました(第9条)。また、個人情報について、電子的のみならずその他の形式で記録され た識別可能な個人情報(匿名化処理された情報を除く)も対象としています。個人情報の処理には、個人情報 の収集や、保存、利用、加工、伝達、提供、公開等が含まれています(第4条)。

一方、本法の規定には不明確な部分もあります。たとえば、第21条は「2つ以上の個人情報処理者が共同で 個人情報の処理目的と処理方式を決定する場合、各自の権利と義務を約定しなければならない。個人情報処 理者が共同で個人情報を処理し、個人情報の権利を侵害した場合、**連帯責任を負う」**としていますが、その責 任の分担方法について具体的には定めていません。また、第 62 条は「本法に違反し、情状が深刻な場合、当 局は是正を命じ、違法所得を没収し、併せて5,000万元以下または前年度売上高の5%以下の罰金を科す」と定 めていますが、その売上高の計算対象'について明記していません。この他、取り扱う個人情報の数量の基準 (第 40、51 条)、個人情報処理の受託者の義務(第 22 条)等につき、今後明確化が求められる部分も存在して います。本法の主な内容については、下表の通りです。

¹ GDPR(General Data Protection Regulation。EU における個人情報の越境移転メカニズムを規定する一般データ保護規則)によると、 制裁金の適用対象となる企業(undertaking)は、法的に自然人や法人を含む複数の主体で構成されているとしても、1 つの経済単位と 見なされる。中国では GDPR のような「undertaking」の概念が存在しない



【図表 1】個人情報保護法(草案)の主な内容

	<u>【凶衣 I】個人情報保護法(早条)の主な内谷</u>
項目	内容(抜粋)
	✓ 中国域外で中国域内の自然人の個人情報を取り扱う活動において、以下のいずれかの情状
域外適用条項	がある場合、本法も適用する(第3条)
一块/ 12/11大大	(1)域内の自然人に対する製品もしくはサービスの提供を目的とする
	(2)域内の自然人の行動を分析し評価することを目的とする
対抗措置の実施	✓ いかなる国・地域が個人情報保護の面で中国に対し禁止、制限などの差別的な措置をとる場合、中国は当該国・地域に対し相応の措置をとることが可能(第43条)
	□ 古、中国は国該国・地域に対し相応の指直をとることが可能(第43 宋) ✓ 個人情報処理者は、個人情報を取り扱う前に、以下の事項を、明示的な方式、明快な文言で
	* 個人情報処理者は、個人情報を取り扱う前に、以下の事項を、明示的な方式、明庆な关言で 個人に知らせなければならない(第 18 条)
個人情報処理者	(1)個人情報処理者の身分と連絡先
の告知義務	(2)個人情報の処理目的、処理方式、処理された個人情報の種類、保存期間
	(3)個人による本法が定めた権利の履行方式と手続き
第三者への	✓ 個人情報処理者は、取り扱う個人情報を第三者に提供する場合、個人に第三者の身分、連
情報提供時	絡先、処理目的、処理方式及び個人情報の種類を知らせ、個人の同意を得なければならない
の告知義務	(第 24 条)
	✓ 個人情報処理者は個人の同意に基づき機微な個人情報を取り扱う場合、個人の同意を得な
機微な個人情報	ければならない(第30条)
取り扱い時	✓ 個人情報処理者は機微な個人情報を取り扱う場合、第 18 条が定めた事項に加え、個人に対
の告知義務	し機微な個人情報を取り扱う必要性及び個人への影響を知らせなければならない(第 31 条)
	✓ 個人情報処理者は、業務等の目的で中国域外に個人情報を提供する必要がある場合、以下
	の条件のいずれかを満たさなければならない(第 38 条)
	(1)国家インターネット情報部門が行った安全性評価を通過した
中国域外への	(2)専門機関より個人情報保護の認証を受けた (3)域外の受取人と契約を結び、かつその個人情報の処理活動を監督する
個人情報提供	○ (3)域外の支取人と実術を補び、がりくの個人情報の処理活動を無質する ✓ 個人情報処理者が中国域外に個人情報を提供する場合、域外の受取人の身分、連絡先、処
	理目的と方式、情報の種類等を個人に知らせ、個人の同意を得なければならない(第 39 条)
	✓ 国際司法協力または行政法執行協力のため、中国域外に個人情報を提供する必要がある場
	合、関係主管部門の許可を申請しなければならない(第 41 条)
	✓ 重要情報インフラ運営者及び取り扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門が定め
中国でのサー	た基準に達した個人情報処理者は、中国域内で収集、生成した個人情報を域内に保存しなけ
バー設置義務	ればならない。確かに域外に提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門が行う安
	全性評価を通過しなければならない(第40条)
	✓ 個人情報処理者は、無許可アクセス及び個人情報漏えい或は盗難、改ざん、削除を防止しなければならない(第50条)
	・
ADD I John to	か否かを定期的に監査しなければならない(第53条)
個人情報処理	✓ 取り扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門が定めた基準に達した個人情報処理
者のコンプラ上	者は、個人情報保護責任者を指定し、その責任者の氏名、連絡先等を公開し、当局に報告し
の義務	なければならない(第51条)
	▼ 中国域外の個人情報処理者は、中国域内において個人情報保護関連事務を担当する専門
	機関または代表を設置し、関係機関の名称もしくは代表の氏名、連絡先等を当局に報告しな
	ければならない(第52条)
	✓ 個人情報処理者は、個人情報の漏えいを発見した場合、直ちに是正措置を講じ、当局及び個人に通知しなければならない。通知には、以下の事項を含まなければならない(第55条)
	(1)個人情報漏えいの原因
情報漏洩発見時	(2)漏えいした個人情報の種類及び起こりうる損害
の告知義務	(3)既に講じた損害軽減措置
	(4)個人がとれる損害軽減措置
	(5)個人情報処理者の連絡先
過失の推定で立	✓ 個人情報処理活動が個人情報の権益を侵害した場合、個人がそれにより被った損害または
証責任を個人	個人情報処理者がそれにより得た利益に基づき賠償責任を負う。個人情報処理者は過失が
情報処理者に	ないことを証明できれば、責任の軽減または免除が可能(第65条)

(本法に基づき、中国アドバイザリー部作成)



本法は今後、募集した意見を踏まえて改正されるため、正式案の可決、発表は来年以降になる可能性がありますが、現時点では、本法から読み取れる当局の方針や制度の方向感を念頭に置き、今後の政策動向等も注視しながら、個人情報の取り扱いに関する内部コンプライアンス体制の整備に取り組む必要があろうかと思われます。

*

本法の詳細については、4ページからの日本語仮訳および 15ページからの中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、関連主管部門または所在地の法律事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】



(日本語仮訳)

中華人民共和国個人情報保護法(草案)

目録

第一章 総則

第二章 個人情報処理規則

第一節 一般規定

第二節 機微な個人情報の処理規則

第三節 国家機関による個人情報処理の特別規定

第三章 個人情報の越境移転による提供の規則

第四章 個人情報処理活動における個人の権利

第五章 個人情報処理者の義務

第六章 個人情報保護職責の履行部門

第七章 法的責任

第八章 附則

第一章 総則

第一条 個人情報の権益を保護し、個人情報の処理活動を規範化し、個人情報の法に従った秩序ある自由な移転を確保し、個人情報の合理的な利用を促進するため、本法を制定する。

第二条 自然人の個人情報は法的に保護されており、いかなる組織または個人は、自然人の個人情報の権利を侵害してはならない。

第三条 組織、個人が中華人民共和国域内で自然人の個人情報を取り扱う活動は、本法を適用する。 中華人民共和国域外で中華人民共和国域内の自然人の個人情報を取り扱う活動において、以下のいずれ かの情状がある場合、本法も適用する:

- (一) 域内の自然人に対する製品もしくはサービスの提供を目的とする
- (二)域内の自然人の行動を分析し評価することを目的とする
- (三) 法律、行政法規が定めたその他の情状。

第四条 個人情報は、電子的あるいはその他の形式で記録された識別または識別可能な自然人に関する種々の情報であり、匿名化処理された情報は含まれない。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、利用、加工、伝達、提供、公開等の活動が含まれる。

第五条 個人情報の処理は合法的かつ正当な方法を採用し、誠実の原則に従い、詐欺、誤導などの方法で個人情報を処理してはならない。



第六条 個人情報の処理は、明確かつ合理的な目的を有し、処理の目的を実現するための最小限の範囲に限定され、処理の目的と無関係な個人情報の処理を行ってはならない。

第七条 個人情報の処理は、公開、透明性の原則に従い、個人情報の処理ルールを明示しなければならない。

第八条 処理の目的を実現するために、処理された個人情報は、正確かつ最新のものでなければならない。

第九条 個人情報処理者は、その個人情報の処理活動に責任を持ち、取り扱う個人情報の安全を確保する ために必要な措置を講じなければならない。

第十条 いかなる組織、個人も法律、行政法規の規定に違反して個人情報を処理してはならず、国家安全、 公共の利益を損なう個人情報処理活動に従事してはならない。

第十一条 国は健全な個人情報保護制度を確立し、個人情報権益の侵害行為の防止と処罰を行い、個人情報保護の宣伝・教育を強化し、政府、企業、関連業界組織、社会公衆が共同で個人情報保護に参与する良好な環境の形成を促進する。

第十二条 国は個人情報保護の国際規則の制定に積極的に参与し、個人情報保護方面の国際交流と協力を促進し、その他の国、地域、国際組織との個人情報保護規則、標準などの相互認定を推進する。

第二章 個人情報の処理規則

第一節 一般規定

第十三条 以下の情状のいずれかに適合する場合、個人情報処理者は個人情報を取り扱うことが可能である。

- (一) 個人の同意を得る
- (二) 個人が当事者である契約を成立または履行するために必要である
- (三) 法定職責もしくは法定義務を履行するために必要である
- (四) 突発的な公衆衛生事件、または緊急状況における自然人の生命・健康と財産の安全を保護するために必要である
- (五)公共の利益のためにニュース・報道、世論監督など行為の実施に当たり、合理的な範囲内で個人情報を取扱う
 - (六) 法律、行政法規が定めたその他の情状。



第十四条 個人情報を取り扱うための同意につき、個人が状況を十分に認識した上で、自ら明確に意思を表示するものとする。法律、行政法規が個人情報の処理にあたって、個人の個別または書面による同意を得なければならないと定めた場合、その規定に従う。

個人情報の処理目的、処理方式、取り扱う個人情報の種類に変更が生じた場合は、改めて個人の同意を 得なければならない。

第十五条 個人情報処理者は取り扱う個人情報が 14 歳未満の未成年者の個人情報であることを知っている、または知っているはずの場合、その保護者の同意を得なければならない。

第十六条 個人の同意に基づき行われた個人情報の処理につき、個人はその同意を撤回する権利がある。

第十七条 個人情報処理者は、個人が個人情報の処理に同意しない、または個人情報処理の同意を撤回することを理由に、製品またはサービスの提供を拒否してはならない。個人情報の処理が、製品またはサービスの提供に必要な場合を除く。

第十八条 個人情報処理者は、個人情報を取り扱う前に、以下の事項を、明示的な方式、明快な文言で個人に知らせなければならない。

- (一) 個人情報処理者の身分と連絡先
- (二) 個人情報の処理目的、処理方式、処理された個人情報の種類、保存期間
- (三) 個人による本法が定めた権利の履行方式と手続き
- (四) 法律、行政法規が定めたその他の知らせなければならない事項。

前項にて定めた事項に変更が発生した場合、その変更部分を個人に知らせなければならない。

個人情報処理者は個人情報処理ルールを制定する形で前項にて定めた事項を知らせる場合、処理ルールを公開し、かつ閲覧と保存に便宜を図らなければならない。

第十九条 個人情報処理者は個人情報を取り扱う際、法律、行政規定で秘密保持しなければならない、または知らせる必要がないと定めた場合、前条にて定めた事項を個人に知らせなくても良い。

緊急状況下、自然人の生命・健康と財産の安全を保護するために個人に速やかに知らせることができない場合、個人情報処理者は緊急事態が解消された後に知らせなければならない。

第二十条 個人情報の保存期間は、処理目的の実現に必要な最短期間としなければならない。個人情報の保存期間につき、法律、行政法規が別途規定した場合、その規定に従う。

第二十一条 2 つまたは 2 つ以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理目的と処理方式を決定する場合、各自の権利と義務を約定しなければならない。しかし、この約定は、個人がいずれの個人情報処理者に対し、本法にて定めた権利の行使を要請することに影響しない。

個人情報処理者が共同で個人情報を処理し、個人情報の権利を侵害した場合、法律に基づき連帯責任を 負う。



第二十二条 個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合、受託者と委託の目的、処理方式、個人情報の種類、保護措置、および双方の権利と義務などを約定し、受託者の個人情報処理活動を監督しなければならない。

受託者は、個人情報を約定に従い取り扱わなければならず、約定した処理目的、処理方式等を超えて個人情報を処理してはならず、契約履行済みまたは委託関係解除後、個人情報を個人情報処理者に返還するまたは削除しなければならない。

受託者は、個人情報処理者の同意なしに個人情報の処理を第三者に委託してはならない。

第二十三条 個人情報処理者が合併、分割などの理由で個人情報を移転する必要がある場合、個人に受取 人の身分、連絡先を知らせなければならない。受取人は、個人情報処理者の義務を引き続き履行しなけ ればならない。受取人は本来の処理目的、処理方式を変更する場合、本法の規定に基づき改めて個人に 知らせ、同意を得なければならない。

第二十四条 個人情報処理者は、取り扱う個人情報を第三者に提供する場合、個人に第三者の身分、連絡 先、処理目的、処理方式及び個人情報の種類を知らせ、個人の個別同意を得なければならない。個人情 報を受け取った第三者は、上記の処理目的、処理方式、個人情報の種類等の範囲内で個人情報を取り扱 わなければならない。第三者は本来の処理目的、処理方式を変更する場合、本法の規定に基づき改めて 個人に知らせ、同意を得なければならない。

個人情報処理者が第三者に匿名化の情報を提供する場合、第三者は技術等の手段を利用し個人の身分を 再識別してはならない。

第二十五条 個人情報を利用し自動意思決定を行う場合、意思決定の透明性と処理結果の公平性・合理性を確保しなければならない。個人は、自動意思決定がその権益に重大な影響をもたらすと判断する場合、個人情報処理者に説明を求める権利と、自動化の方式のみで意思決定を行うことを拒否する権利がある。自動意思決定によるビジネス・マーケティング、プッシュ型情報発信の実施は、個人の特性に照準を合わせないとするオプションを同時に提供しなければならない。

第二十六条 個人情報処理者は、取り扱う個人情報を公開してはならない。個人の個別同意を得る又は法律、行政法規が別途定める場合を除く。

第二十七条 公共の場での画像収集、個人身分識別設備の設置は、公共安全の維持を目的とし、国の関連 規定を遵守しなければならず、かつ目立つ注意標識を設けなければならない。収集された個人画像、個 人身分特定情報は、公共の安全を維持する目的でのみ使用し、公開または他人に提供してはならない。 個人の個別同意を得る又は法律、行政法規が別途定める場合を除く。



第二十八条 個人情報処理者は、公開された個人情報を取り扱う場合、その個人情報が公開される際の用途に適合しなければならない。当該用途に関する合理的な範囲を超える場合、本法律の規定に基づき個人に知らせ、同意を得なければならない。

個人情報が公開される際の用途が不明確である場合、個人情報処理者は公開された個人情報を合理的、 慎重に取り扱わなければならない。公開された個人情報を利用して個人に重大な影響を及ぼす活動に従 事する場合は、本法律の規定に基づき個人に知らせ、同意を得なければならない。

第二節 機微な個人情報の処理規則

第二十九条 個人情報処理者は、特定の目的と十分な必要性を持つ限り、機微な個人情報を取り扱うことが可能である。

機微な個人情報とは、漏えいする或いは不法に利用された場合、個人が差別を受ける或いは人身、財産の安全に深刻な危害を及ぼしかねない個人情報を指し、人種、民族、宗教信仰、個人のバイオメトリクス、医療・健康、金融口座、個人の行先などの情報が含まれる。

第三十条 個人情報処理者は個人の同意に基づき機微な個人情報を取り扱う場合、個人の個別同意を得なければならない。法律、行政法規で機微な個人情報の処理につき書面の同意を得なければならないと定めた場合、その規定に従う。

第三十一条 個人情報処理者は機微な個人情報を取り扱う場合、本法第 18 条が規定した事項に加え、個人に対し機微な個人情報を取り扱う必要性及び個人への影響を知らせなければならない。

第三十二条 法律、行政法規は機微な個人情報の処理が関連行政許可を得なければならないと定めている またはより厳しい制限をかけている場合、その規定に従う。

第三節 国家機関による個人情報処理の特別規定

第三十三条 国家機関による個人情報の処理は本法を適用する。本節に特別な規定がある場合、本節の規定を適用する。

第三十四条 国家機関が法定職責を履行するために個人情報を取り扱う場合、法律、行政法規が定めた権限、手続きに従い行わなければならず、法定職責を履行するために必要な範囲と限度を超えてはならない。

第三十五条 国家機関は法定職責を履行するために個人情報を取り扱う場合、本法の規定に基づき個人に知らせ、同意を得なければならない。法律、行政法規が秘密保持しなければならないと定めるまたは告知、同意の取得が国家機関による法定職責の履行を妨げることになる場合を除く。



第三十六条 国家機関は取り扱う個人情報を公開又は他人に提供してはならない。法律、行政法規が別途 規定する又は個人の同意を得る場合を除く。

第三十七条 国家機関が取り扱う個人情報は、中華人民共和国域内に保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合、リスク評価を行わなければならない。リスク評価につき、関係部門に対しサポートと協力の提供を求めることが可能である。

第三章 個人情報の越境移転による提供の規則

第三十八条 個人情報処理者は、業務等の目的で中華人民共和国域外に個人情報を提供する必要がある場合、以下の条件のいずれかを満たさなければならない。

- (一) 本法第40条の規定に基づき国家インターネット情報部門が行った安全性評価を通過した
- (二) 国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関より個人情報保護の認証を受けた
- (三)域外の受取人と契約を結び、双方の権利と義務を約定し、かつその個人情報の処理活動が本法に て定めた個人情報保護の基準に達することを監督する
- (四) 法律、行政法規もしくは国家インターネット情報部門が定めたその他の条件。

第三十九条 個人情報処理者が中華人民共和国域外に個人情報を提供する場合、域外の受取人の身分、連絡先、処理目的、処理方式、個人情報の種類及び個人が域外の受取人に対し本法が定めた権利を行使する方法などの事項を個人に知らせ、個人の個別同意を得なければならない。

第四十条 重要情報インフラ運営者および取り扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門が定めた基準に達した個人情報処理者は、中華人民共和国域内で収集、生成した個人情報を域内に保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合、国家インターネット情報部門が行う安全性評価を通過しなければならない。法律、行政法規と国家インターネット情報部門は安全性評価が不要であると定めた場合、その規定に従う。

第四十一条 国際司法協力または行政法執行協力のため、中華人民共和国域外に個人情報を提供する必要がある場合、法に基づき関係主管部門の許可を申請しなければならない。

中華人民共和国が締結または参加している国際条約、協定は、中華人民共和国域外への個人情報の提供につき規定する場合、その規定に従う。

第四十二条 域外の組織、個人が中華人民共和国公民の個人情報権益を損害、或いは中華人民共和国の国家安全、公共利益を危害する個人情報処理活動に従事する場合、国家インターネット情報部門はそれを個人情報の提供制限あるいは禁止リストに入れ、公告し、それに対する個人情報の提供制限或いは禁止措置を講ずることが可能である。



第四十三条 いかなる国と地域も個人情報保護の面で中華人民共和国に対し差別的な禁止、制限またはその他の類似措置をとる場合、中華人民共和国は実情に応じ当該国あるいは地域に対し相応の措置をとることが可能である。

第四章 個人情報処理活動における個人の権利

第四十四条 個人は、その個人情報の処理につき知る権利と決定権を有し、他人による個人情報の処理を制限または拒否する権利を有する。法律、行政法規が別途規定する場合を除く。

第四十五条 個人は個人情報処理者に個人情報を閲覧、複製する権利を有する。本法第 19 条第 1 項が規定した情状がある場合を除く。個人が個人情報の閲覧、複製を要請する場合、個人情報処理者は遅滞なく提供しなければならない。

第四十六条 個人はその個人情報が不正確または不完全であることを発見した場合、個人情報処理者に訂正、補充を要請する権利を有する。個人が訂正、補充を要請する場合、個人情報処理者は、その個人情報を確認し、遅滞なく訂正、補充しなければならない。

第四十七条 以下の情状のいずれかがある場合、個人情報処理者は、自らまたは個人の要請に応じ個人情報を削除しなければならない。

- (一) 約定した保存期間が満期になったまたは処理目的が実現した
- (二) 個人情報処理者が製品もしくはサービスの提供を停止した
- (三) 個人が同意を撤回した
- (四) 個人情報処理者が法律、行政法規もしくは約定に違反して個人情報を取り扱った
- (五) 法律、行政法規が定めたその他の情状。

法律、行政法規が定めた保存期間が満期になっていない場合、または個人情報の削除が技術的に困難な場合、個人情報処理者は個人情報の処理を停止しなければならない。

第四十八条 個人は個人情報処理者に対し個人情報処理ルールの解釈・説明を求める権限を有する。

第四十九条 個人情報処理者は、個人の権利行使に係る申請受理と対応メカニズムを確立しなければならない。個人による権利行使の申請を拒否する場合、理由を説明しなければならない。

第五章 個人情報処理者の義務

第五十条 個人情報処理者は、個人情報の処理目的、処理方式、個人情報の種類及び個人への影響、潜在 的な安全リスクなどにより、個人情報処理活動が法律、行政法規の規定に合致することを確保するよう 必要な措置をとり、無許可アクセス及び個人情報漏えい或は盗難、改ざん、削除を防止しなければなら



ない。

- (一) 内部管理制度や作業手順を策定する
- (二) 個人情報に対する分類管理を行う
- (三) 暗号化、非特定化などのセキュリティ技術を駆使する
- (四) 個人情報処理の作業権限を合理的に決め、従業員へのセキュリティ教育・訓練を定期的に実施する
- (五) 個人情報安全事件の緊急対策案を制定、実施する
- (六) 法律、行政法規が定めたその他の措置。

第五十一条 取り扱う個人情報の数量が国家インターネット情報部門が定めた基準に達した個人情報処理者は、個人情報の処理活動および採用した保護措置などに対して監督を担当する個人情報保護責任者を指定しなければならない。

個人情報処理者は、個人情報保護責任者の氏名、連絡先等を公開し、個人情報保護職責の履行部門に報告しなければならない。

第五十二条 本法第3条第2項で規定した中華人民共和国域外の個人情報処理者は、中華人民共和国域内 において個人情報保護関連事務を担当する専門機関または代表を設置し、関係機関の名称もしくは代表 の氏名、連絡先等を個人情報保護職責の履行部門に報告しなければならない。

第五十三条 個人情報処理者は、個人情報処理活動、採用した保護措置などが法律や行政法規の規定に適合しているか否かを定期的に監査しなければならない。個人情報保護職責の履行部門は、個人情報処理者に対し専門機関への監査委託を要請する権利を有する。

第五十四条 個人情報処理者は以下の個人情報処理活動につき事前にリスク評価を行い、処理状況を記録 しなければならない。

- (一) 機微な個人情報を取り扱う
- (二) 個人情報を利用し自動意思決定を行う
- (三) 個人情報の処理を委託し、第三者に個人情報を提供し、個人情報を公開する
- (四) 域外に個人情報を提供する
- (五) その他の個人に重大な影響がある個人情報処理活動。
- リスク評価の内容は以下を含まなければならない。
- (一) 個人情報処理の目的、処理方式等の適法性、正当性、必要性
- (二) 個人に対する影響及びリスクの度合い
- (三) 講じた安全保護措置は、合法的、有效であり、リスクの度合いに適合しているか否か
- リスク評価報告および処理状況記録は3年間以上保存しなければならない。



第五十五条 個人情報処理者は、個人情報の漏えいを発見した場合、直ちに是正措置を講じ、個人情報保護職責の履行部門および個人に通知しなければならない。通知には、以下の事項を含まなければならない。

- (一) 個人情報漏えいの原因
- (二)漏えいした個人情報の種類および起こりうる損害
- (三) 既に講じた損害軽減措置
- (四) 個人がとれる損害軽減措置
- (五) 個人情報処理者の連絡先。

個人情報処理者は措置をとり情報漏えいによる損害を効果的に回避できる場合、個人に知らせなくても 良い。しかし、個人情報保護職責の履行部門は個人情報の漏えいが個人に損害を与えかねないと判断し た場合、個人情報処理者に対し個人への通知を要請する権利を有する。

第六章 個人情報保護職責の履行部門

第五十六条 国家インターネット情報部門は個人情報保護業務と関連監督管理業務を統括する。国務院の関係部門は本法及び関連法律、行政法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内において個人情報の保護及び 監督管理業務を行う。

県級以上の地方人民政府関係部門の個人情報保護と監督管理の職責につき、国の関連規定に基づき決められる。

上記2項で規定した部門を個人情報保護職責の履行部門と総称する。

第五十七条 個人情報保護職責の履行部門は、以下の個人情報保護の職責を履行する。

- (一) 個人情報保護の宣伝・教育を展開し、個人情報処理者の個人情報保護活動を指導、監督する
- (二) 個人情報保護に関する苦情・通報を受理し、対応する
- (三) 違法な個人情報処理活動を調査し、摘発する
- (四) 法律、行政法規が定めたその他の職責。

第五十八条 国家インターネット情報部門および国務院関係部門は職責と権限に基づき個人情報保護に関する規則、基準を制定し、個人情報保護の社会化サービス体系の建設を推進し、関係機関による個人情報保護の評価、認証サービスの展開を支持する。

第五十九条 個人情報保護職責の履行部門は、個人情報保護の職責を履行し、以下の措置をとることが可能である。

- (一) 当事者に問い合わせ、個人情報処理活動に関する状況を調査する
- (二)当事者の個人情報処理活動に関する契約、記録、帳簿およびその他の関連資料を閲覧、複製する
- (三)立入検査を実施し、違法な個人情報処理の疑いがある活動を調査する
- (四)個人情報処理活動に係る設備、物品を検査する。違法な個人情報処理活動に係ることが証明された設備、物品につき、差し押さえまたは留置が可能である。



個人情報保護職責の履行部門は法律に基づき責任を履行する。当事者はサポートし、協力しなければならず、 拒絶したり妨害したりしてはならない。

第六十条 個人情報保護職責の履行部門は職責を履行する中、個人情報処理活動に大きなリスクが存在するまたは個人情報安全事件が発生することを発見した場合、規定された権限と手続きに従いその個人情報処理者の法定代表者または主要責任者に対し事情聴取を行うことが可能である。個人情報処理者は要求に応じて措置を講じ、是正を行い、潜在的なリスクを解消しなければならない。

第六十一条 いかなる組織、個人は違法な個人情報処理活動につき個人情報保護職責の履行部門に陳情、通報する権利を有する。苦情・通報を受けた部門は法に基づき遅滞なく対応し、その結果を陳情・通報者に知らせなければならない。

個人情報保護職責の履行部門は、苦情・通報を受け付ける連絡先を公開しなければならない。

第七章 法的責任

第六十二条 本法の規定に違反し個人情報を取り扱う、または個人情報の取り扱いが規定に基づき必要な安全保護措置を取らなかった場合、個人情報保護職責の履行部門は是正を命じ、違法所得を没収し、警告を与える。是正を拒む場合、100 万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対し1万元以上10万元以下の罰金を科す。

前項で規定した違法行為があり、情状が深刻な場合、個人情報保護職責の履行部門は是正を命じ、違法所得を没収し、併せて 5,000 万元以下または前年度売上高の 5%以下の罰金を科す。関連業務の停止、業務停止・改善の命令や、関係主管部門に対する関連業務許可の取り消しまたは営業許可の取り消しの通報を併科することが可能である。直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対し10万元以上100万元以下の罰金を科す。

第六十三条 本法に定めた違法行為がある場合、関連法律、行政法規の規定に基づき信用記録に記載し、公開する。

第六十四条 国の機関が本法に規定した個人情報保護義務を履行しない場合、その上位機関または個人情報保護職責の履行部門は是正を命じ、直接責任を負う主管人員およびその他の直接責任者に対し法に従い処分を行う。

第六十五条 個人情報処理活動が個人情報の権益を侵害した場合、個人がそれにより被った損害または個人情報処理者がそれにより得た利益に基づき賠償責任を負う。個人がそれにより被った損害と個人情報処理者がそれにより得た利益の確定が困難な場合、人民法院が実際状況に基づき賠償金額を確定する。個人情報処理者は過失がないことを証明できれば、責任の軽減または免除が可能である。

第六十六条 個人情報処理者が本法に違反し個人情報を取り扱い、多くの個人の権益を侵害する場合、人民



検察院、個人情報保護職責の履行部門および国家インターネット情報部門が指定した組織は法に基づき人民 裁判所に提訴することが可能である。

第六十七条 本法の規定に違反し、治安管理違反行為に該当する場合は、法に基づき治安管理処罰を行う。 犯罪行為に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 附則

第六十八条 自然人が個人または家庭の事情により個人情報を取り扱う場合は、本法を適用しない。 法律が各級人民政府およびその関係部門が実施した統計、ファイル管理活動における個人情報処理につき規 定する場合、その規定を適用する。

第六十九条 本法における以下用語の定義

- (一)個人情報処理者とは、処理の目的、処理方式等の個人情報処理事項を自ら決定する組織、個人を指す
- (二)自動意思決定とは、個人情報を利用し個人の行動習慣、趣味もしくは経済、健康、信用状況などに対し、 コンピュータプログラムを通じて自動的に分析、評価し、意思決定を行う活動を指す
- (三)非特定化とは、個人情報が、他の情報を利用しなければ特定の自然人を識別できないように処理される 過程を指す
- (四)匿名化とは、個人情報が、特定の自然人を識別できないように処理され、かつ復元できない過程を指す。

第七十条 本法は 年 月 日より施行する。



(中国語原文)

中华人民共和国个人信息保护法(草案)

目 录

第一章 总则

第二章 个人信息处理规则

第一节 一般规定

第二节 敏感个人信息的处理规则

第三节 国家机关处理个人信息的特别规定

第三章 个人信息跨境提供的规则

第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第五章 个人信息处理者的义务

第六章 履行个人信息保护职责的部门

第七章 法律责任

第八章 附则

第一章 总则

第一条 为了保护个人信息权益,规范个人信息处理活动,保障个人信息依法有序自由流动,促进个人信息合理利用,制定本法。

第二条 自然人的个人信息受法律保护,任何组织、个人不得侵害自然人的个人信息权益。

第三条 组织、个人在中华人民共和国境内处理自然人个人信息的活动,适用本法。

在中华人民共和国境外处理中华人民共和国境内自然人个人信息的活动,有下列情形之一的,也适用本法:

- (一)以向境内自然人提供产品或者服务为目的;
- (二)为分析、评估境内自然人的行为;
- (三) 法律、行政法规规定的其他情形。

第四条 个人信息是以电子或者其他方式记录的与已识别或者可识别的自然人有关的各种信息,不包括 匿名化处理后的信息。个人信息的处理包括个人信息的收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开等活 动。

第五条 处理个人信息应当采用合法、正当的方式,遵循诚信原则,不得通过欺诈、误导等方式处理个



人信息。

第六条 处理个人信息应当具有明确、合理的目的,并应当限于实现处理目的的最小范围,不得进行与 处理目的无关的个人信息处理。

第七条 处理个人信息应当遵循公开、透明的原则,明示个人信息处理规则。

第八条 为实现处理目的,所处理的个人信息应当准确,并及时更新。

第九条 个人信息处理者应当对其个人信息处理活动负责,并采取必要措施保障所处理的个人信息的安全。

第十条 任何组织、个人不得违反法律、行政法规的规定处理个人信息,不得从事危害国家安全、公共 利益的个人信息处理活动。

第十一条 国家建立健全个人信息保护制度,预防和惩治侵害个人信息权益的行为,加强个人信息保护 宣传教育,推动形成政府、企业、相关行业组织、社会公众共同参与个人信息保护的良好环境。

第十二条 国家积极参与个人信息保护国际规则的制定,促进个人信息保护方面的国际交流与合作,推动与其他国家、地区、国际组织之间的个人信息保护规则、标准等的互认。

第二章 个人信息处理规则

第一节 一般规定

第十三条 符合下列情形之一的,个人信息处理者方可处理个人信息:

- (一)取得个人的同意;
- (二)为订立或者履行个人作为一方当事人的合同所必需;
- (三)为履行法定职责或者法定义务所必需;
- (四)为应对突发公共卫生事件,或者紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全所必需;
- (五)为公共利益实施新闻报道、舆论监督等行为在合理的范围内处理个人信息:
- (六) 法律、行政法规规定的其他情形。

第十四条 处理个人信息的同意,应当由个人在充分知情的前提下,自愿、明确作出意思表示。法律、 行政法规规定处理个人信息应当取得个人单独同意或者书面同意的,从其规定。个人信息的处理目的、处 理方式和处理的个人信息种类发生变更的,应当重新取得个人同意。



第十五条 个人信息处理者知道或者应当知道其处理的个人信息为不满十四周岁未成年人个人信息的, 应当取得其监护人的同意。

第十六条 基于个人同意而进行的个人信息处理活动,个人有权撤回其同意。

第十七条 个人信息处理者不得以个人不同意处理其个人信息或者撤回其对个人信息处理的同意为由, 拒绝提供产品或者服务: 处理个人信息属于提供产品或者服务所必需的除外。

第十八条 个人信息处理者在处理个人信息前,应当以显著方式、清晰易懂的语言向个人告知下列事项:

- (一) 个人信息处理者的身份和联系方式;
- (二) 个人信息的处理目的、处理方式,处理的个人信息种类、保存期限;
- (三) 个人行使本法规定权利的方式和程序;
- (四) 法律、行政法规规定应当告知的其他事项。

前款规定事项发生变更的,应当将变更部分告知个人。

个人信息处理者通过制定个人信息处理规则的方式告知第一款规定事项的,处理规则应当公开,并且便 于查阅和保存。

第十九条 个人信息处理者处理个人信息,有法律、行政法规规定应当保密或者不需要告知的情形的,可以不向个人告知前条规定的事项。

紧急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全无法及时向个人告知的,个人信息处理者应当在紧急情况消除后予以告知。

第二十条 个人信息的保存期限应当为实现处理目的所必要的最短时间。法律、行政法规对个人信息的保存期限另有规定的,从其规定。

第二十一条 两个或者两个以上的个人信息处理者共同决定个人信息的处理目的和处理方式的,应当约定各自的权利和义务。但是,该约定不影响个人向其中任何一个个人信息处理者要求行使本法规定的权利。 个人信息处理者共同处理个人信息,侵害个人信息权益的,依法承担连带责任。

第二十二条 个人信息处理者委托处理个人信息的,应当与受托方约定委托处理的目的、处理方式、个人信息的种类、保护措施以及双方的权利和义务等,并对受托方的个人信息处理活动进行监督。

受托方应当按照约定处理个人信息,不得超出约定的处理目的、处理方式等处理个人信息,并应当在合同履行完毕或者委托关系解除后,将个人信息返还个人信息处理者或者予以删除。

未经个人信息处理者同意,受托方不得转委托他人处理个人信息。



第二十三条 个人信息处理者因合并、分立等原因需要转移个人信息的,应当向个人告知接收方的身份、 联系方式。接收方应当继续履行个人信息处理者的义务。接收方变更原先的处理目的、处理方式的,应当 依照本法规定重新向个人告知并取得其同意。

第二十四条 个人信息处理者向第三方提供其处理的个人信息的,应当向个人告知第三方的身份、联系方式、处理目的、处理方式和个人信息的种类,并取得个人的单独同意。接收个人信息的第三方应当在上述处理目的、处理方式和个人信息的种类等范围内处理个人信息。第三方变更原先的处理目的、处理方式的,应当依照本法规定重新向个人告知并取得其同意。

个人信息处理者向第三方提供匿名化信息的,第三方不得利用技术等手段重新识别个人身份。

第二十五条 利用个人信息进行自动化决策,应当保证决策的透明度和处理结果的公平合理。个人认为 自动化决策对其权益造成重大影响的,有权要求个人信息处理者予以说明,并有权拒绝个人信息处理者仅 通过自动化决策的方式作出决定。

通过自动化决策方式进行商业营销、信息推送,应当同时提供不针对其个人特征的选项。

第二十六条 个人信息处理者不得公开其处理的个人信息;取得个人单独同意或者法律、行政法规另有规定的除外。

第二十七条 在公共场所安装图像采集、个人身份识别设备,应当为维护公共安全所必需,遵守国家有关规定,并设置显著的提示标识。所收集的个人图像、个人身份特征信息只能用于维护公共安全的目的,不得公开或者向他人提供,取得个人单独同意或者法律、行政法规另有规定的除外。

第二十八条 个人信息处理者处理已公开的个人信息,应当符合该个人信息被公开时的用途;超出与该 用途相关的合理范围的,应当依照本法规定向个人告知并取得其同意。

个人信息被公开时的用途不明确的,个人信息处理者应当合理、谨慎地处理已公开的个人信息;利用已 公开的个人信息从事对个人有重大影响的活动,应当依照本法规定向个人告知并取得其同意。

第二节 敏感个人信息的处理规则

第二十九条 个人信息处理者具有特定的目的和充分的必要性,方可处理敏感个人信息。

敏感个人信息是一旦泄露或者非法使用,可能导致个人受到歧视或者人身、财产安全受到严重危害的个 人信息,包括种族、民族、宗教信仰、个人生物特征、医疗健康、金融账户、个人行踪等信息。

第三十条 基于个人同意处理敏感个人信息的,个人信息处理者应当取得个人的单独同意。法律、行政 法规规定处理敏感个人信息应当取得书面同意的,从其规定。



第三十一条 个人信息处理者处理敏感个人信息的,除本法第十八条规定的事项外,还应当向个人告知 处理敏感个人信息的必要性以及对个人的影响。

第三十二条 法律、行政法规规定处理敏感个人信息应当取得相关行政许可或者作出更严格限制的,从 其规定。

第三节 国家机关处理个人信息的特别规定

第三十三条 国家机关处理个人信息的活动适用本法;本节有特别规定的,适用本节规定。第三十四条 国家机关为履行法定职责处理个人信息,应当依照法律、行政法规规定的权限、程序进行,不得超出履行 法定职责所必需的范围和限度。

第三十五条 国家机关为履行法定职责处理个人信息,应当依照本法规定向个人告知并取得其同意;法律、行政法规规定应当保密,或者告知、取得同意将妨碍国家机关履行法定职责的除外。

第三十六条 国家机关不得公开或者向他人提供其处理的个人信息,法律、行政法规另有规定或者取得 个人同意的除外。

第三十七条 国家机关处理的个人信息应当在中华人民共和国境内存储;确需向境外提供的,应当进行 风险评估。风险评估可以要求有关部门提供支持与协助。

第三章 个人信息跨境提供的规则

第三十八条 个人信息处理者因业务等需要,确需向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当至少具备下列一项条件:

- (一) 依照本法第四十条的规定通过国家网信部门组织的安全评估;
- (二)按照国家网信部门的规定经专业机构进行个人信息保护认证;
- (三)与境外接收方订立合同,约定双方的权利和义务,并监督其个人信息处理活动达到本法规定的个人信息保护标准;
 - (四) 法律、行政法规或者国家网信部门规定的其他条件。

第三十九条 个人信息处理者向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当向个人告知境外接收方的身份、联系方式、处理目的、处理方式、个人信息的种类以及个人向境外接收方行使本法规定权利的方式等事项,并取得个人的单独同意。

第四十条 关键信息基础设施运营者和处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者,应



当将在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息存储在境内。确需向境外提供的,应当通过国家网信部门组织的安全评估;法律、行政法规和国家网信部门规定可以不进行安全评估的,从其规定。

第四十一条 因国际司法协助或者行政执法协助,需要向中华人民共和国境外提供个人信息的,应当依 法申请有关主管部门批准。

中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定对向中华人民共和国境外提供个人信息有规定的,从其规定。

第四十二条 境外的组织、个人从事损害中华人民共和国公民的个人信息权益,或者危害中华人民共和国国家安全、公共利益的个人信息处理活动的,国家网信部门可以将其列入限制或者禁止个人信息提供清单,予以公告,并采取限制或者禁止向其提供个人信息等措施。

第四十三条 任何国家和地区在个人信息保护方面对中华人民共和国采取歧视性的禁止、限制或者其他 类似措施的,中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者该地区采取相应措施。

第四章 个人在个人信息处理活动中的权利

第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权,有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理; 法律、行政法规另有规定的除外。

第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息;有本法第十九条第一款规定情形的除外。个人请求查阅、复制其个人信息的,个人信息处理者应当及时提供。

第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的,有权请求个人信息处理者更正、补充。个人请求更正、补充其个人信息的,个人信息处理者应当对其个人信息予以核实,并及时更正、补充。

第四十七条 有下列情形之一的,个人信息处理者应当主动或者根据个人的请求,删除个人信息:

- (一)约定的保存期限已届满或者处理目的已实现;
- (二) 个人信息处理者停止提供产品或者服务;
- (三) 个人撤回同意;
- (四)个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息:
- (五) 法律、行政法规规定的其他情形。

法律、行政法规规定的保存期限未届满,或者删除个人信息从技术上难以实现的,个人信息处理者应当 停止处理个人信息。

第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。



第四十九条 个人信息处理者应当建立个人行使权利的申请受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求 的,应当说明理由。

第五章 个人信息处理者的义务

第五十条 个人信息处理者应当根据个人信息的处理目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人的影响、可能存在的安全风险等,采取必要措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定,并防止未经授权的访问以及个人信息泄露或者被窃取、篡改、删除:

- (一) 制定内部管理制度和操作规程;
- (二)对个人信息实行分级分类管理;
- (三)采取相应的加密、去标识化等安全技术措施;
- (四) 合理确定个人信息处理的操作权限, 并定期对从业人员进行安全教育和培训;
- (五)制定并组织实施个人信息安全事件应急预案;
- (六) 法律、行政法规规定的其他措施。

第五十一条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责 人,负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。

个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的姓名、联系方式等,并报送履行个人信息保护职责的部门。

第五十二条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者,应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表,负责处理个人信息保护相关事务,并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。

第五十三条 个人信息处理者应当定期对其个人信息处理活动、采取的保护措施等是否符合法律、行政 法规的规定进行审计。履行个人信息保护职责的部门有权要求个人信息处理者委托专业机构进行审计。

第五十四条 个人信息处理者应当对下列个人信息处理活动在事前进行风险评估,并对处理情况进行记录:

- (一) 处理敏感个人信息:
- (二)利用个人信息进行自动化决策:
- (三)委托处理个人信息、向第三方提供个人信息、公开个人信息;
- (四) 向境外提供个人信息;
- (五) 其他对个人有重大影响的个人信息处理活动。

风险评估的内容应当包括:

MIZUHO

- (一) 个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要;
- (二)对个人的影响及风险程度;
- (三) 所采取的安全保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。

风险评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。

第五十五条 个人信息处理者发现个人信息泄露的,应当立即采取补救措施,并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项:

- (一) 个人信息泄露的原因;
- (二) 泄露的个人信息种类和可能造成的危害;
- (三) 己采取的补救措施;
- (四)个人可以采取的减轻危害的措施;
- (五) 个人信息处理者的联系方式。

个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露造成损害的,个人信息处理者可以不通知个人;但是,履行个人信息保护职责的部门认为个人信息泄露可能对个人造成损害的,有权要求个人信息处理者通知个人。

第六章 履行个人信息保护职责的部门

第五十六条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国务院有关部门依照 本法和有关法律、行政法规的规定,在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。

县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责,按照国家有关规定确定。前两款规定的部门统称为履行个人信息保护职责的部门。

第五十七条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责:

- (一) 开展个人信息保护宣传教育, 指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作;
- (二)接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报;
- (三)调查、处理违法个人信息处理活动;
- (四) 法律、行政法规规定的其他职责。

第五十八条 国家网信部门和国务院有关部门按照职责权限组织制定个人信息保护相关规则、标准,推进个人信息保护社会化服务体系建设,支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务。

第五十九条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责,可以采取下列措施:

- (一) 询问有关当事人,调查与个人信息处理活动有关的情况;
- (二)查阅、复制当事人与个人信息处理活动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料;
- (三) 实施现场检查, 对涉嫌违法个人信息处理活动进行调查



(四)检查与个人信息处理活动有关的设备、物品;对有证据证明是违法个人信息处理活动的设备、物品,可以查封或者扣押。

履行个人信息保护职责的部门依法履行职责,当事人应当予以协助、配合,不得拒绝、阻挠。

第六十条 履行个人信息保护职责的部门在履行职责中,发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生 个人信息安全事件的,可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或者主要负责人进行 约谈。个人信息处理者应当按照要求采取措施,进行整改,消除隐患。

第六十一条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、 举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理,并将处理结果告知投诉、举报人。

履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。

第七章 法律责任

第六十二条 违反本法规定处理个人信息,或者处理个人信息未按照规定采取必要的安全保护措施的,由履行个人信息保护职责的部门责令改正,没收违法所得,给予警告;拒不改正的,并处一百万元以下罚款;对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

有前款规定的违法行为,情节严重的,由履行个人信息保护职责的部门责令改正,没收违法所得,并处 五千万元以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款,并可以责令暂停相关业务、停业整顿、通报有关主 管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照;对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一 百万元以下罚款。

第六十三条 有本法规定的违法行为的,依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案,并予以公示。

第六十四条 国家机关不履行本法规定的个人信息保护义务的,由其上级机关或者履行个人信息保护职责的部门责令改正,对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第六十五条 因个人信息处理活动侵害个人信息权益的,按照个人因此受到的损失或者个人信息处理者因此获得的利益承担赔偿责任;个人因此受到的损失和个人信息处理者因此获得的利益难以确定的,由人民法院根据实际情况确定赔偿数额。个人信息处理者能够证明自己没有过错的,可以减轻或者免除责任。

第六十六条 个人信息处理者违反本法规定处理个人信息,侵害众多个人的权益的,人民检察院、履行 个人信息保护职责的部门和国家网信部门确定的组织可以依法向人民法院提起诉讼。

第六十七条 违反本法规定,构成违反治安管理行为的,依法给予治安管理处罚;构成犯罪的,依法追 究刑事责任。



第八章 附则

第六十八条 自然人因个人或者家庭事务而处理个人信息的,不适用本法。法律对各级人民政府及其有 关部门组织实施的统计、档案管理活动中的个人信息处理有规定的,适用其规定。第六十九条 本法下列 用语的含义:

- (一) 个人信息处理者,是指自主决定处理目的、处理方式等个人信息处理事项的组织、个人。
- (二)自动化决策,是指利用个人信息对个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等,通过计算机程序自动分析、评估并进行决策的活动。
 - (三)去标识化,是指个人信息经过处理,使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。
 - (四)匿名化,是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。

第七十条 本法自年月日起施行。

【照会先】

担当者:中国アドバイザリー部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext: 1185)

E-mail: uei.zhang@mizuho-cb.com



政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。 本ビジネス・エクスプレスは原則、月2回を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の 確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂ぐ情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変 化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご 自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開 情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。